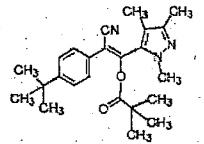


答申(案)

ホスホマイシン

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.5
牛の脂肪	0.5
牛の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.5
牛の食用部分*	0.5
乳	0.05
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.05

\*: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	プロベニトリル骨格を有する殺ダニ剤である。作用機構として、代謝生成物がミトコンドリア電子伝達系複合体IIに結合し、コハク酸からコエンザイムQへの電子の流れを阻害することにより作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請: ネクタリン、小粒核果類 ぶどう、メロン等/ハダニ類										
我が国の登録状況	なす、かんきつ、いちご、茶等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) : 0.05 mg/kg 体重/day [設定根拠] 以下の①と②による ①2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 5.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ②23日間 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: シエノピラフェンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="1545 989 2105 1173"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>11.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>14.0</td> </tr> </tbody> </table> TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	11.6	幼小児 (1~6歳)	25.1	妊婦	11.2	高齢者 (65歳以上)	14.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	11.6										
幼小児 (1~6歳)	25.1										
妊婦	11.2										
高齢者 (65歳以上)	14.0										
意見聴取の状況	平成22年6月11日に在京大使館への説明を実施 平成22年7月7日~8月5日パブリックコメントを実施 平成22年7月1日~8月30日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なす	0.7	0.7	○			0.08,0.22(4)
すいか	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
メロン類果実	0.05		申			<0.01,<0.01
みかん	0.05	0.05	○・申			<0.01,<0.01(4)/ <0.01,<0.01
なつみかんの果実全体	2	2	○・申			0.70,0.32/0.52,0.90(4)
レモン	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
グレープフルーツ	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
ライム	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
りんご	2	2	○			0.38,0.76
日本なし	2	2	○			0.72(4),0.15
西洋なし	2	2	○			(日本なしを参照)
もも	0.1	0.1	○			0.02,0.02
ネクタリン	1		申			0.21,0.36(4)
あんず(アクリコトを含む。)	5		申			(うめを参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.2		申			0.04(4),<0.01
うめ	5		申			0.76,1.65(4)
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○			0.36,0.53(4)
いちご	3	2	○・申			1.30,1.02
ぶどう	5		申			0.09,2.80(4)
茶	60	60	○			48.8(4),5.0/ 14.0,15.4(荒茶)
その他のスパイス	15	10	○・申			4.14,2.38(4)/ 6.41(4),1.66 (みかん(果皮))

(4)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。  
(4)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

シエンピラフェン

食品名	残留基準値 ppm
なす	0.7
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
みかん	0.05
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(含ネーブルオレンジ)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実(注1)	2
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
もも	0.1
ネクタリン	1
あんず(アクリコトを含む。)	5
すもも(プルーンを含む。)	0.2
うめ	5
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	3
ぶどう	5
茶	60
その他のスパイス(注2)	15

(注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

メトキシフェノジド(Methoxyfenozide)

農薬名 メトキシフェノジド

(別紙1)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ベンゾイルヒドラジン系殺虫剤である。作用機構としては、昆虫の脱皮ホルモン(エクダイソン)様作用を示し、幼虫における異常脱皮を促すことにより効果を発現すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請; ブロッコリー/ハスモンヨトウ、ヨトウムシ										
我が国の登録状況	米、大豆、りんご、ブロッコリー等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	ブロッコリー、キャベツ等に国際基準は設定されている。米国においてアーティチョーク、ぶどう等に、カナダにおいてりんご、なし等に、オーストラリアにおいて綿実、ブルーベリー等に、ニュージーランドにおいてキウイフルーツ、りんご等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.098 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間慢性毒性試験(イヌ・混餌) 無毒性量 9.8 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: メトキシフェノジドとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>TMDI/ADI比 (%)</td> </tr> <tr> <td>国民平均</td> <td>42.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>75.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>33.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>45.3</td> </tr> </table> TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	42.2	幼小児(1~6歳)	75.1	妊婦	33.4	高齢者(65歳以上)	45.3
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	42.2										
幼小児(1~6歳)	75.1										
妊婦	33.4										
高齢者(65歳以上)	45.3										
意見聴取の状況	平成22年6月11日に在京大使館への説明を実施 平成22年7月7日~8月5日パブリックコメントを実施 平成22年7月1日~8月30日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02/0.01, <0.01/0.02, 0.01
とうもろこし	0.02	0.02		0.02		
大豆	0.3	0.3	○		1.0	アメリカ 【0.01, <0.01/<0.01, <0.01 【<0.05(n)=0.15(n)=13】
小豆類	4.0	4.0			4.0	アメリカ 【0.11-2.7(n=6) (さきげ)】
てんさい さとうきび	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
かぶ類の葉	30	30			30	アメリカ 【米国のからしなを参照】 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】 【米国のブロッコリーを参照】
クレソン	30	30			30	アメリカ
はくさい	7.0	7.0	○		7.0	アメリカ 0.28, 0.01
キャベツ	7	7	○	7		0.22, 0.16
芽キャベツ	7.0	7.0			7.0	アメリカ 【米国のブロッコリーを参照】
ケール	30	30			30	アメリカ 【米国のからしなを参照】
こまつな	30	30			30	アメリカ 【米国のからしなを参照】
きょうな	30	30			30	アメリカ 【米国のからしなを参照】
チンゲンサイ	30	30			30	アメリカ 【米国のからしなを参照】 【0.52-1.7(n=8)】
カリフラワー	7.0	7.0			7.0	アメリカ 【米国のブロッコリー】
ブロッコリー	5	3	○・申	3	7.0	アメリカ 1.46(n), 1.76(n#) 0.52, 0.80 (はなごりー) 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
その他のあぶらな科野菜	30	30	○		30	アメリカ
アーティチョーク	3.0	3.0			3.0	アメリカ 【0.99-1.2(n=3)】
チコリ	30	30			30	アメリカ 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
エンダイブ	30	30			30	アメリカ 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
しゅんぎく	30	30			30	アメリカ 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】 0.54, 3.78 【1.5-9(n=8)】 (頭部外葉あり) 0.45-0.11(n=3) (頭部外葉なし) 3.9-23(n=8)(葉) 0.63, 1.39(食用ぎく) 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30	30	○	30		アメリカ 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
その他のきく科野菜	30	30			30	アメリカ
ねぎ(りーきを含む。)	3	3	○			アメリカ 0.12(n), 0.16(n) (葉ねぎ) 0.18(n), 0.71(n#) (根ねぎ) 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
パセリ	30	30	○		30	アメリカ
セロリ	15	15			15	アメリカ 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
その他のせり科野菜	30	30			30	アメリカ
トマト	2	2	○	2		0.38, 0.10
ピーマン	3	3	○	2		0.60, 1.07
なす	2	2	○		2.0	アメリカ 0.60, 0.32
その他のなす科野菜	2	2	○		2.0	アメリカ 0.80, 0.72(ししとう) 【0.26-0.94(n=4) (とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3			0.3	アメリカ 【0.011-0.67(n=6)】
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.3	0.3			0.3	アメリカ 【0.01-0.15(n=6)】
しろうり	0.3	0.3			0.3	アメリカ 【米国のきゅうり、かぼちや、 カンタローブを参照】
すいか	0.3	0.3			0.3	アメリカ 【米国のきゅうり、かぼちや、 カンタローブを参照】
メロン類果実	0.3	0.3			0.3	アメリカ 【0.071-0.19(n=6)】
まくわうり	0.3	0.3			0.3	アメリカ 【米国のきゅうり、かぼちや、 カンタローブを参照】
その他のうり科野菜	0.3	0.3			0.3	アメリカ 【米国のきゅうり、かぼちや、 カンタローブを参照】
ほうれんそう	30	30			30	アメリカ 【9.8-43(n=6)】
オクラ	2.0	2.0			2.0	アメリカ 【米国のトマト、ピーマン 及びとうがらしを参照】
その他の野菜	30	30	○		30	アメリカ 【0.1(n), <0.1(n) (はすいも) 0.30, 0.84(つる)】 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】

答申(案)

メトキシフェノジド

食品名	残留基準値					
	ppm					
米(五米をいう。)	0.1					
とうもろこし	0.02					
大豆	0.3					
小豆類(注1)	4.0	(注1) いんげん、さざげ、サルタニ豆、サルトピア豆、バター豆、ベギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。				
てんさい	0.05					
かぶ類の葉	30					
クレソン	30					
はくさい	7.0					
キャベツ	7					
芽キャベツ	7.0					
ケール	30					
こまつな	30	(注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。				
きょうな	30					
チンゲンサイ	30					
カリフラワー	7.0					
ブロッコリー	5					
その他のあぶらな科野菜(注2)	30					
アーティチョーク	3.0	(注3) 「その他のさく科野菜」とは、さく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィア、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。				
チコリ	30					
エンダイブ	30					
しゆんぎく	30					
レタス(サラダ菜及びちりやを含む。)	30					
その他のさく科野菜(注3)	30	(注4) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。				
ねぎ(リーキを含む。)	30					
パセリ	15					
セロリ	30					
その他のせり科野菜(注4)	2	(注5) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。				
トマト	3					
ピーマン	2					
なす	2					
その他のなす科野菜(注5)	2					
きゅうり(カーキンを含む。)	0.3					
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.3					
しるうり	0.3	(注6) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しるうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。				
すいか	0.3					
メロン類果実	0.3					
まくわうり	0.3					
その他のうり科野菜(注6)	30					
ほうれんそう	2.0	(注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、さく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しよが、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。				
オクラ	30					
その他の野菜(注7)	2					
りんご	2					
日本なし	2					
西洋なし	2					
マルメロ	2					
びわ	2					
もも	2					
ネクタリン	2					
あんず(アブリコットを含む。)	2					
すもも(プルーンを含む。)	2					
うめ	2					
おうとう(チェリーを含む。)	2					
いちご	2					
クランベリー	0.7	(注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス類以外のものをいう。				
ぶどう	1					
バナナ	0.5					
キウイ	0.5					
その他の果実	0.1					
柿	20					
その他のスパイス	30					
その他のハーブ	30					
牛の筋肉	0.02	0.02	0.02			
豚の筋肉	0.02	0.02	0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02	0.02			
牛の脂肪	0.05	0.05	0.05			
豚の脂肪	0.05	0.05	0.05			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05	0.05			
牛の肝臓	0.02	0.02	0.02			
豚の肝臓	0.02	0.02	0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02	0.02			
牛の腎臓	0.02	0.02	0.02			
豚の腎臓	0.02	0.02	0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02	0.02			
牛の食用部分	0.02	0.02	0.02			
豚の食用部分	0.02	0.02	0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02	0.02			
鶏の筋肉	0.01	0.01	0.01			
その他の家禽の筋肉	0.01	0.01	0.01			
鶏の脂肪	0.02	0.02	0.02	0.02	7割	
その他の家禽の脂肪	0.02	0.02	0.02	0.02	7割	
鶏の肝臓	0.01	0.01	0.01			
その他の家禽の肝臓	0.01	0.01	0.01			
鶏の腎臓	0.01	0.01	0.01			
その他の家禽の腎臓	0.01	0.01	0.01			
鶏の食用部分	0.01	0.01	0.01			
その他の家禽の食用部分	0.01	0.01	0.01			
鶏の卵	0.01	0.01	0.01			
その他の家禽の卵	0.01	0.01	0.01			
すもも(乾燥させたもの)	2	2	2			
干しぶどう	3	3	3			

農薬名 メトキシフェノジド (別紙1)

農産物名	基準値		登録基準		外国基準値	作物残留試験成績
	ppm	現行	有無	基準		
りんご	2	2	○	2		0.60, 0.92
日本なし	2	2		2		
西洋なし	2	2		2		
マルメロ	2	2		2		
びわ	2	2		2		
もも	2	2		2		
ネクタリン	2	2		2		
あんず(アブリコットを含む。)	2	2		2		
すもも(プルーンを含む。)	2	2		2		
うめ	2	2		2		
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○	2		0.62(※), 0.38(※)
いちご	2	2	○			0.42, 0.60
クランベリー	0.7	0.7		0.7		
ぶどう	1	1	○	1		
バナナ						
キウイ	0.5	0.5			0.5	【0.01-0.77(n=24)】
その他の果実	0.1	0.1		0.1		
柿	7	7		7		
ぎんなん	0.1	0.1		0.1		
くり	0.1	0.1		0.1		
ペカン	0.1	0.1		0.1		
アーモンド	0.1	0.1		0.1		
くるみ	0.1	0.1		0.1		
その他のナッツ類	0.1	0.1		0.1		
茶	20	20	○			7.64, 13.90
その他のスパイス	30	30			30	【米国のレタス及びほうれんそうを参照】
その他のハーブ	30	30				【11-18(p=7)からしな】
牛の筋肉	0.02	0.02		0.02		
豚の筋肉	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02		0.02		
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02		
豚の肝臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02		
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02		
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02		
牛の食用部分	0.02	0.02		0.02		
豚の食用部分	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02		0.02		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家禽の筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.02	0.02		0.02	0.02	7割
その他の家禽の脂肪	0.02	0.02		0.02	0.02	7割
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家禽の肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家禽の腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家禽の食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家禽の卵	0.01	0.01		0.01		
すもも(乾燥させたもの)	2	2		2		
干しぶどう	3	3		3		

(※)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。  
 (※)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

## メトキシフェノジド (つづき)

豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 (注1,3)	0.02
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家禽 (注1,4) の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.02
その他の家禽の脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.01
その他の家禽の肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家禽の腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家禽の食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家禽の卵	0.01
すもも (乾燥させたもの)	2
干しぶどう	3

(注1,3) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(注1,4) 「その他の家禽」とは、家禽のうち、鶏以外のものをいう。

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺ダニ剤										
作用機構	アシルアセトニトリル系殺ダニ剤である。作用機構は不明であるが、ハダニに対して選択的に作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請; りんご、ネクタリン、小粒核果類、いちじく、きゅうり/ハダニ類										
我が国の登録状況	なす、すいか、りんご、もも、茶等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.092 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代 繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 9.21 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: シフルメトフェン及び代謝物B-1とする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>16.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>7.1</td> </tr> </tbody> </table> TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	6.6	幼小児 (1~6 歳)	16.4	妊婦	6.0	高齢者 (65 歳以上)	7.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	6.6										
幼小児 (1~6 歳)	16.4										
妊婦	6.0										
高齢者 (65 歳以上)	7.1										
意見聴取の状況	平成22年6月11日に在京大使館への説明を実施 平成22年7月7日~8月5日パブリックコメントを実施 平成22年7月1日~8月30日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なす	5	5	○			0.71,1.54(\$)
きゅうり(ガーキンを含む。)	3		申			0.7,1.2(\$)
すいか	0.5	0.5	○			<0.17,0.17
メロン類果実	1	1	○			0.31(\$),0.21
みかん	0.5	0.5	○			<0.17,<0.17
なつみかんの果実全体	5	5	○			0.49,2.33(\$)(*)
レモン	10	10	○			その他のかんきつ参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10	○			その他のかんきつ参照
グレープフルーツ	10	10	○			その他のかんきつ参照
ライム	10	10	○			その他のかんきつ参照
その他のかんきつ類果実	10	10	○			4.26(すだち)四22(かぼす)
りんご	3	3	○・申			1.07(\$),0.62
日本なし	3	3	○			1.06(\$),0.53
西洋なし	3	3	○			日本なし参照
もも	0.5	0.5	○			<0.17,<0.17
ネクタリン	2		申			1.0,0.9
あんず(アブリコットを含む。)	10		申			ウメ参照
すもも(ブルーンを含む。)	1		申			0.5,<0.2
うめ	10		申			3.9,2.2
おうとう(チェリーを含む。)	10	10	○			3.61,2.62
いちご	3	3	○			1.02,1.19
その他の果実	3		申			1.01,1.09(いちじく)
茶	20	20	○			14.7(\$),5.2(露茶) <1.7,<1.7(復出液)
その他のスパイス	20	20	○			10.28(\$),4.9 (みかん果皮)

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。  
 (四)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

シフルメトフェン

食品名	残留基準値 ppm
なす	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	3
すいか	0.5
メロン類果実	1
みかん	0.5
なつみかんの果実全体	5
レモン	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 <sup>注1)</sup>	10
りんご	3
日本なし	3
西洋なし	3
もも	0.5
ネクタリン	2
あんず(アブリコットを含む。)	10
すもも(ブルーンを含む。)	1
うめ	10
おうとう(チェリーを含む。)	10
いちご	3
その他の果実 <sup>注2)</sup>	3
茶	20
その他のスパイス	20

※今回基準値を設定するシフルメトフェンとは、シフルメトフェン及びα, α, α-トリフルオロトルイル酸をシフルメトフェンに換算したものの和をいう。

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスバイス以外のものをいう。

注2)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、マンゴ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴ、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。



農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ケール	40	5	申			(きょうな参照)
ごまつな	15	5	申			1.0,9.2(4)
きょうな	40	5	申			8.5,24.6(4)
チンゲンサイ	40	5	申			(きょうな参照)
カリフラワー	5	3.0		5	3.0	アメリカ
ブロッコリー	5	3.0		5	3.0	アメリカ
その他のあぶらな科野菜	40	30	申	5		[0.804,1.29,2.13,0.187]
ごぼう	1	0.5		1	0.5	アメリカ
サルシフィー	1	0.5		1	0.5	アメリカ
アーティチョーク	5	4.0		5	4.0	アメリカ
チコリ	30	30		0.3	50.0	アメリカ
エンダイブ	30.0	30	○		30.0	アメリカ
しゅんぎく	30.0	30			30.0	アメリカ
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30.0	30	○	3	30.0	アメリカ
その他のきく科野菜	50	50		1	50	アメリカ
たまねぎ	1.0	0.1	○	10	1.0	アメリカ
ねぎ(リーキを含む。)	10	7.5	○	10		
にんにく	0.1	0.1	○	10		
にら	5	5	○			
アスパラガス	2	2	○	0.01		
わけぎ	10	1	○	10		
その他のゆり科野菜	50	50	○	10	50	アメリカ
にんじん	1	0.5	○	1	0.5	アメリカ
パースニップ	1	0.5		1	0.5	アメリカ
パセリ	30.0	30	○		30.0	アメリカ
セロリ	30.0	30		5	30.0	アメリカ
みつば	5	5	○			
その他のせり科野菜	50	50	○	10	50	アメリカ
トマト	3	1	○	3		

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ピーマン	3	3	○	3		1.18,1.28 [0.107(4),0.369(4),0.314(4),0.242(4), 0.136(4)]
なす	3	2	○	3		0.26,0.58(4)
その他のなす科野菜	30	2.0		30	2.0	アメリカ
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○	1	0.3	アメリカ
かぼちや(スカッシュを含む。)	1	1	○	1	0.3	アメリカ
しろり	1	1	○	1	0.3	アメリカ
すいか	1	1	○	1	0.3	アメリカ
メロン類果実	1	1	○	1	0.3	アメリカ
まくわり	1	1		1	0.3	アメリカ
その他のうり科野菜	1	1	○	1	0.3	アメリカ
ほうれんそう	30.0	30			30.0	アメリカ
オクラ	3	3	○	3		
しょうが	0.3	0.03	申			
未成熟えんどう	3	3.0	○	3	3.0	アメリカ
未成熟いんげん	3	3.0		3	3.0	アメリカ
えだまめ	5	3.0	申	3		
その他の野菜	50	50		3	50	アメリカ
みかん	1.0	1.0		PH 15	PH10	アメリカ
なつみかんの果実全体	2	1.0		PH 15	PH10	アメリカ
レモン	2	1.0		PH 15	PH10	アメリカ
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	1.0		PH 15	PH10	アメリカ
グレープフルーツ	2	1.0		PH 15	PH10	アメリカ
ライム	2	1.0		PH 15	PH10	アメリカ
その他のかんきつ類果実	2	1.0		PH 15	PH10	アメリカ
りんご	2	2	○			
日本なし	2	2	○			
西洋なし	2	2	○			
びわ	0.1	0.1	○			
もも	0.05	1.5	○	2	1.5	アメリカ
ネクタリン	3	3	○	2		
あんず(アブリコットを含む。)	2	1.5		2	1.5	アメリカ
すもも(ブルーングを含む。)	2	1.5	○	2	1.5	アメリカ
うめ	2	1.5	○	2		





アゾキシストロビン

食品名	残留基準値	
	ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	
小麦	0.3	
大麦	0.5	
ライ麦	0.3	
とうもろこし	0.05	(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、小麦粉、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
その他の穀類(注1)	0.5	
大豆	0.5	
小豆類	0.5	
えんどう	0.5	
そらまめ	0.5	
らつかせい	0.2	
その他の豆類(注2)	0.5	(注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そらまめ、らつかせい及びスライス以外のものをいう。
ばれいしょ	1	
さといも類(やつがしらを含む。)	1	
かんしょ	1	
やまいも(長いもをいう。)	1	
その他のいも類(注3)	1	(注3)「その他のいも類」とは、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにやくいも以外のものをいう。
てんさい	1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	50.0	
かぶ類の根	1	
かぶ類の葉	15	
西洋わさび	1	
クレソン	3.0	
はくさい	3.0	
キャベツ	5	
芽キャベツ	5	
ケール	40	
こまつな	15	
きょうな	40	
チンゲンサイ	40	
カリフラワー	5	
ブロッコリー	5	
その他のあぶらな科野菜(注4)	40	(注4)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
ごぼう	1	
サルシフィー	1	
アーティチョーク	5	
チコリ	30	
エンダイブ	30.0	
しゅんぎく	30.0	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30.0	
その他のきく科野菜(注5)	50	
たまねぎ	1.0	
ねぎ(リーキを含む。)	10	
にんにく	0.1	
にら	5	
アスパラガス	2	
わけぎ	10	(注6)「その他ゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
その他のゆり科野菜(注6)	50	

アゾキシストロビン(つづき)

食品名	残留基準値	
	ppm	
にんじん	1	
パースニップ	1	
パセリ	30.0	
セロリ	30.0	
みつば	5	
その他のせり科野菜(注7)	50	(注7)「その他せり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば及びハーブ以外のものをいう。
トマト	3	
ピーマン	3	
なす	3	
その他のなす科野菜(注8)	30	(注8)「その他なす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	
しろうり	1	
すいか	1	
メロン類果実	1	
まくわうり	1	
その他のうり科野菜(注9)	1	(注9)「その他うり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類、及びまくわうり以外のものをいう。
ほうれんそう	30.0	
オクラ	3	
しょうが	0.3	
未成熟えんどう	3	
未成熟いんげん	3	
えだまめ	5	
その他の野菜(注10)	50	(注10)「その他野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、おくら、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん	1.0	
なつみかんの果実全体	2	
レモン	2	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	
グレープフルーツ	2	
ライム	2	
その他のかんきつ類果実(注11)	2	(注11)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご	2	
日本なし	2	
西洋なし	2	
びわ	0.1	
もも	0.05	
ネクタリン	3	
あんず(アブリコットを含む。)	2	
すもも(プルーンを含む。)	2	
うめ	2	
おうとう(チェリーを含む。)	3	
いちご	10	
ラズベリー	5.0	
ブラックベリー	5.0	
ブルーベリー	5	
クランベリー	0.5	
ハuckleベリー	5	
その他のベリー類果実(注12)	5.0	(注12)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。
ぶどう	10	
かき	1	